

J-STAGE Similarity Check 利用規約

平成 28 年 9 月 1 日制定
令和元年 9 月 13 日改訂
(令和元年 10 月 1 日施行)

J-STAGE Similarity Check サービス（以下「本サービス」という。）の利用機関は、本規約の下記のすべての条項に同意いただくことが必要です。

本サービスは、Turnitin, LLC（以下「T社」という。）の iThenticate をベースに Crossref が運営する類似性チェックツール「Similarity Check (旧 CrossCheck)」を、科学技術情報発信・流通総合システム（以下「J-STAGE」という。）利用機関向けに国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）が提供するサービスです。

また、本規約は機構と Crossref が令和元年 7 月 22 日付で締結した原契約に基づいていません。

1. 目的等

本規約は、機構が運営する J-STAGE におけるオプションサービスの一つである J-STAGE Similarity Check の利用について定める。

2. 利用申請

- (1) 本サービスの利用を希望する J-STAGE 利用機関は、機構に対し、本サービスの利用の承認を求め、本規約に同意の上、機構の定める様式に従った申請（以下「本利用申請」という。）を行うものとする。
- (2) 機構は、前項の利用申請に対して、機構所定の方法で承認・不承認を審査し、以下の各号の要件（以下「利用要件」という。）を全て満たしていると判断した場合には、これを承認する（以下、かかる承認を「利用承認」という。）。
 - ①本サービスの利用対象誌は、継続的に刊行し J-STAGE でこれを公開している、または公開予定の科学技術刊行物（人文科学・社会科学に関するものを含む。以下「科学技術刊行物」という。）であること。
 - ②科学技術刊行物の各記事には、J-STAGE 経由で Crossref DOI が付与されていること。
 - ③本利用申請において虚偽の申告がないこと。
 - ④その他 J-STAGE 利用機関が本サービスを利用することが適当でないと合理的に判断される事項がないこと。
- (3) 機構は、利用申請を行った J-STAGE 利用機関に対して、前項の承認・不承認の判断結果を通知する。

3. サービスの利用

- (1) 機構は、前条第3項で利用承認を通知したJ-STAGE 利用機関をJ-STAGE Similarity Check 利用機関（以下「SC 利用機関」という。）として本サービスを利用できるよう努めるものとし、SC 利用機関は、機構の指定する方法で本サービスを利用するものとする。
- (3) 機構は、SC 利用機関に対し、本サービスやその運用に関する重要な事項を周知するものとする。SC 利用機関は、本サービスに関する技術的な質問がある場合は、直接 Crossref もしくはT社に問い合わせるものとする。
- (4) SC 利用機関は、以下の事項を遵守するものとする。
 - ① SC 利用機関は、本サービスを、前条第2項の科学技術刊行物への論文の投稿受付から出版の過程における他論文等との類似性（不適切な引用、盗用、剽窃、二重投稿等）の確認の目的（以下「本目的」という。）にのみ用いることとし、本目的を超えて、本サービスが提供する論文の全文データがみだりに閲覧されることがないように、本サービスを利用する従業員及び外部委託先（以下「従業員等」という。）による利用を適切に監督するものとする。
 - ② SC 利用機関は、本サービスを、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBLなどの方法で解析せず、また、本規約で明確に許諾された以外の複製、改変その他いかなる利用も行わない。
 - ③ SC 利用機関は、本目的のために従業員等に利用させる場合を除き、本サービスを、譲渡、サブライセンス、貸与その他いかなる方法によっても第三者に使用させない。
 - ④ 機構は、本サービスの利用条件がCrossrefにより変更された場合には、必要に応じてSC 利用機関に通知するものとし、SC 利用機関はかかる通知の内容に従う。
 - ⑤ SC 利用機関は、本サービスまたはそれに関連する文書、コンテンツ、Matching ReportなどにT社が付した著作権表示や商標権表示を変更しない。

4. アカウントの付与と管理

- (1) 機構は、SC 利用機関に対し、本サービスの利用者アカウント（以下「アカウント」という。）を付与するものとし、その利用にあたり必要な事項を通知する。
- (2) SC 利用機関は、機構に対し、必要な限りにおいて、複数のアカウントの付与を求めることができ、機構はSC 利用機関からその旨の通知を受けた場合、合理的範囲内でこれに応じるものとする。ただし、Crossref がその付与の一部又は全部を拒絶した場合はこの限りでない。
- (3) SC 利用機関は、本サービスの利用に必要なアカウント及びパスワードを秘密とし

て管理し、機構に対し、本サービスの利用を許可した従業員等の所属、職制及び氏名を記載した名簿を提出するものとする。SC 利用機関は、アカウント及びパスワードを、前記従業員等以外に開示又は漏洩してはならず、開示を受けた従業員等にも同様の義務を課すものとする。SC 利用機関は、アカウント及びパスワードを開示する従業員等の範囲は本目的に必要な範囲に限定するものとし、パスワードの変更等を行うことにより、本サービスを本目的で使用しなくなった従業員等が引き続き本サービスを不正に使うことのないよう管理するものとする。

- (4) SC 利用機関は、本サービスの利用の許可を受けていない従業員等による利用の有無を確認するため、Crossref が自己の費用により、年 1 回を超えない範囲で監査をする権利があることを承諾し、Crossref が監査を行う場合にはこれに協力する。

5. コンテンツ提供の承認

- (1) SC 利用機関は、機構に対し、SC 利用機関の全コンテンツ（以下「対象コンテンツ」という。）を、本サービスおよび T 社が提供するその他の剽窃検知サービスにおいてあらゆる態様で利用することについて、無制限、無償かつ再許諾可能なライセンスを付与する。
- (2) 機構は、第 2 条第 3 項で利用承認を通知以降、前項の対象コンテンツを Crossref に提供し、第 9 条に定める本サービスの終了によりこれを終了する。
- (3) SC 利用機関は、機構に対し、対象コンテンツにつき、前項の許諾をする権限を有していることを保証し、前項の権限を有しなかったこと、または対象コンテンツそのものに起因して紛争が発生し、機構または Crossref に損害が生じた場合には、当該紛争の解決に最大限協力するものとし、機構または Crossref に生じた損害を補償する。

6. 責任の限定

- (1) 本サービスは、Crossref によって現状有姿で提供されており、機構は、サービスの品質、稼働率、適法性（第三者の権利を侵害していないことを含むが、これに限られない。）、安全性及び完全性について、何ら保証をしない。
- (2) 機構は、SC 利用機関が本サービスをインターネット経由で利用するに際し、コンピュータウイルス、ワーム、トロイの木馬その他のツールによりデータ喪失等の被害が発生した場合や、ハッキングによる被害を被った場合にも、損害賠償責任を負わない。
- (3) SC 利用機関は、本サービスを自己の責任と判断において利用するものとし、機構は、SC 利用機関が本サービスにより提供される Matching Report に含まれる情報に基づいて行った判断に関していかなる責任も負わず、Matching Report の開示により生じた被害について、損害賠償責任を負わない。

- (4) SC 利用機関は、本サービスがメンテナンスその他 Crossref または機構の判断により提供を停止する場合があることを予め承諾する。機構は、かかる停止により SC 利用機関に生じた被害について、その損害賠償責任を負わない。
- (5) 本条の定めにもかかわらず、機構が SC 利用機関に対し、損害賠償責任を負う場合、その損害賠償額は、機構がその請求までの間に SC 利用機関から受領した次条第 1 項第 2 号の合計額を上限とする。

7. 会費等の支払い

- (1) 機構は、Crossref に対し、本サービスの利用に関する次の費用を支払う。
 - ① 年会費 (Similarity Check Annual Fees)
 - ② 利用料 (Similarity Check Per-Document Checking Fees)
- (2) SC 利用機関は、機構に対し、前項第 2 号の費用のうち、SC 利用機関が本サービスを利用したことにより発生した費用に相当する金額を支払う。
- (3) 機構は、Crossref に支払う第 1 項第 2 号の請求額について、予め機構がみずほ銀行との間で定めた為替予約レートに従い前項の請求金額を決定し、SC 利用機関に対し請求書を送付する。SC 利用機関は、当該請求書を受領した後 30 日以内に機構に対しこれを支払う。
- (4) SC 利用機関は、前項の弁済期を徒過した場合、機構に対し、その支払うべき金額に応じた年率 18% に相当する遅延損害金を支払うものとする。

8. 機構への協力

SC 利用機関は、機構が支払う前条第 1 項第 2 号の利用料の算定に当たり必要な情報を機構に提供する等、機構が第 1 条のサービスの利用に関連して要請する事項につき合理的な範囲内において協力するものとする。

9. サービスの終了

- (1) 本サービスは、機構と Crossref の原契約が終了する場合、同時に終了する。この場合、機構は可能な限りにおいて、SC 利用機関に対し、その 90 日前までに、書面をもって通知するものとする。SC 利用機関は、かかる原契約及び本サービスの終了については、事由の如何を問わず、機構に対して異議を述べないものとする。
- (2) SC 利用機関は、本サービスの利用を中止したい場合、機構に対し、その 90 日前までに、書面をもって通知することにより、本サービスの利用を終了することができる。
- (3) 機構は、SC 利用機関が次の各号のいずれかに該当する場合、なんらの催告を行うことなく、本サービスの提供を終了することができる。
 - ① 第 2 条第 2 項に定める要件のいずれかを満たさなくなったと認められる場合

- ② 解散したとき（但し、合併その他の組織再編に基づく解散を除く）
- ③ 支払停止又は破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
- ④ 手形交換所から取引停止処分を受けたとき
- ⑤ 重要な財産に対する仮差押又は差押の命令若しくは通知が 発送されたとき
- ⑥ SC 利用機関が、本規約に違反し、機構から文書による相当な期間を定めた催告があったにもかかわらず、当該期間内に違反を是正しないとき
- ⑦ 本規約に規定する義務の重大な不履行があったとき
- ⑧ 本規約に規定する業務又は義務の遂行にあたり、背信行為があったとき
- ⑨ 前記各号のほか、SC 利用機関が本規約に規定する義務を遵守することが困難な状況にあると機構が合理的に判断したとき

10. 免責事項

- (1) 機構は、以下の項目について一切保証しない。
 - ① 本サービスの真実性、信用性、正確性、有用性、完全性、目的合致性
 - ② 本サービスの提供の継続性、安定性
- (2) 機構は、以下の各項目について本 API 利用者または第三者に生じた損害について一切責任を負わない。
 - ① 本サービスの提供を停止、中断または終了したことにより生じた一切の損害
 - ② 本サービス提供情報の内容または当該情報を更新しなかったことにより生じた一切の損害
 - ③ 本サービスの利用により生じた一切の損害
 - ④ 本サービスのシステムの障害により生じた一切の損害

11. 本規約の変更

機構は、その裁量によりいつでも、本規約を変更することができるものとし、以降、変更後の本規約が適用されるものとする。

12. 準拠法・管轄

本規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとする。また本サービスの利用に関する SC 利用機関と機構との間の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上